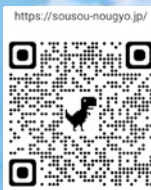


農業振興普及部だより

みどりのこだま

～ひとつ、ひとつ、実現するふくしま～



▲(相双就農ポータルサイト)

第102号
令和4年11月1日発行

福島県相双農林事務所農業振興普及部
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
TEL(0244)26-1150
FAX(0244)26-1169
E-mail: shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

【有限会社 泉ニューワールド】



県知事と代表取締役佐藤哲也氏(左)と取締役佐藤幸信氏(右)

【合同会社 和田いちごファーム】



県知事と代表社員山中賢一郎氏(左)と業務執行社員岩本孝氏(右)

第六十三回福島県農業賞 受賞式

令和四年九月二日(金)に福島市杉妻会館で「第六十三回福島県農業賞」の表彰式が行われ、相馬地方では、農業改善部門で南相馬市の「有限会社 泉ニューワールド」、復興・創生特別賞で相馬市の「合同会社 和田いちごファーム」が受賞されました。

相馬地方の受賞者紹介

農業改善部門 「有限会社 泉ニューワールド」

【設立経緯】

代表取締役の佐藤哲也氏の父である佐藤幸信氏が、南相馬市原町区泉高平地区で大豆と小麦の作業受託を中心に行っていましたが、作業受託面積が拡大してきたため、地区の将来と自己の経営を見据え、平成16年2月に「有限会社 泉ニューワールド」を設立されました。

【技術の特徴と経営の創意工夫】

経営面積は、水稻60ha、大豆11ha、小麦15haの計約86haで、2年3作のブロックローテーションを取り入れ、地力保全と土地利用効率を上げるとともに、自走式畦畔除草機やドローンによる農薬散布を導入(令和3年度)し、省力化を進め、限られた労働力の中で大規模経営を実践されています。現在も、基盤整備地区において借地拡大を進めており、経営面積約100haを目標として積極的に規模拡大に取り組まれています。

【受賞者のコメント(代表取締役 佐藤哲也氏)】

この賞を受賞できたのは、懸命に作業をしてくれているスタッフと関係機関からの御指導のおかげだと感謝しております。これからも、安定した生産が続けられるように、地域の若い農業者と連携しながら、南相馬市の農業を盛り上げていきたいと考えております。



復興・創生特別賞 「合同会社 和田いちごファーム」

【設立経緯】

東日本大震災後の津波被災農地では早急な営農再開に向けて、農地や施設等の復旧、がれきの除去などを行う“復興組合”が必要でした。また、被災をきっかけに離農する懸念があったことから、農地等の復旧後、将来にわたり地区の農業を担う“営農組織”も必要でした。「合同会社 和田いちごファーム」は、相馬市和田地区における復興組合と営農組織の両方の役割を担う組織として、津波で被災したいちご農家を中心となって、震災翌年の平成24年5月に設立されました。

【復興・創生への取組】

いちごハウスが津波で流出したことにより、生産基盤が消失したことに加え、津波により塩害を被った農地では、いちごの栽培が困難であり、風評被害も懸念されました。その中で、いち早く営農再開への意欲を示し、被災地域農業復興総合支援事業を活用していちごの栽培施設(大型ビニールハウス4棟)を整備されました。これにより、高設養液栽培によるいちごの栽培を再開し、早期復旧を果たされました。また、施設の復旧により、いちご狩りを早期に再開し、震災の影響で一時減少した来客数も、現在は回復しつつあります。



受賞者のコメント(代表社員 山中賢一郎氏)

この度は、福島県農業賞を授かるにあたり、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。当時は、一刻も早く営農を再開することが復興への一番の道と考えておりました。私たちにとって、高設養液栽培は新しい取組であり、失敗すれば従業員への影響もあることから、緊張感を持ち、関係者の皆様の御助力を得ながら取り組んで参りました。その結果、いちご狩りも再開することができ、再びお客さんの笑顔も見ることができました。今後も福島県農業賞にふさわしい、おいしいいちごを作り続けていきたいと思っております。

就農コーディネーターの紹介

福島県農業振興公社就農支援センターより就農コーディネーターが 相双農林事務所に配置されました

福島県では、新規就農者の増加による本県農業の振興を図るため、今年度より新たに就農コーディネーターを7ヶ所の農林事務所に配置しています。

就農コーディネーターは現地で就農希望者の相談に対応するとともに、関係機関・団体と調整・連携しながら就農希望者の意向に沿った就農の実現に向け、包括的なサポートをしていきます。

さらに、県・市町村・JAだけでなく、各地域の移住等を推進する関係機関との連携を強化することで、県外からの移住就農希望者へのサポートも一層充実させていきます。

当事務所には牛来信一さんが就農コーディネーターとして配置されました。牛来さんはJAで働いていた経験を活かし、手厚いサポートを実施しています。県内での就農を考えている皆様の世話役として積極的に活動していきますので、お気軽に御相談ください。



問い合わせ先

所在地：南相馬市原町区錦町 1 - 30

(福島県相双農林事務所農業振興普及部内)

連絡先：0244-26-1150

070-8801-4421 (就農コーディネーター直通)

経営講座を開催しました

令和 4 年 7 月 8 日に、福島県環境放射線センターにおいて、相馬地方の法人経営の高度化、次世代への経営継承を図るための経営管理能力向上を目的として、普及指導協力員の三浦正樹会計事務所の三浦正樹氏を講師に、農業経営講座を開催しました。

当日は、農業法人を中心に11経営体15名の生産者に出席いただきました。

三浦氏から経営管理のポイントとして、以下の2点お話がありましたので、ぜひ皆様もチャレンジしてみてください。

- ① 決算書は、税務報告をするためだけにあるのではなく、経営者が経営状態を把握し、倒産しないように運営するために必要なもの。そのため、自社の決算書は自社で作し、経営管理に生かしましょう。
- ② 農業は支払いや入金があるわけではないので、自分で簡単な資金繰り表を作り、自己の経営を把握しましょう。資金不足対策になります。

出席者はとても熱心に話を聞いており、最近の税制改正に関すること（インボイス制度の開始や電子帳簿保存法の改正）も参考になったとのことでした。

次回は、労務管理をテーマに12月頃開催予定です。



肥料価格高騰対策事業について

令和4年の秋用肥料、令和5年の春用肥料に関する国の補助事業のお知らせです。

【概要】

肥料価格高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対し肥料購入費用を支援



【支援内容】

本年秋用肥料(令和4年6月～10月に注文)、来年春用肥料(令和4年11月～令和5年5月に注文)について、価格上昇分の7割を補助

【申請に必要なもの】

①注文票②領収書または請求書③チェックシート(化学肥料低減に向けた取り組みに関するもの)

【申請方法】

農協、肥料販売店が5戸以上の農業者グループをとりまとめて申請
 ★詳細は福島県環境保全農業課、相双農林事務所農業振興課、お近くの市町村、農協、肥料販売店にお問い合わせください。または、右記のQRコードから農林水産省のHPを確認してください。



トラクター乗車時にシートベルトはしていますか？

トラクターには安全キャブや安全フレームだけでなく、シートベルトが装備されています。安全キャブは転倒時の下敷きを防いでくれますが、シートベルトを装着していないと、転倒時に車外へ投げ出される危険があります。

トラクター乗車時にはシートベルトも忘れずに装着し、安全に作業を進めましょう。



農薬適正使用について

安全な農薬使用のため、最新の登録情報の確認を行い、
周囲への飛散防止、使用した器具の洗浄等の徹底を心がけましょう！

- 農薬を使用する際は、商品のラベル表示事項を必ず確認してから使用しましょう。
- 農薬の有効成分の総使用回数に特に注意しましょう。
- 農薬散布用ドローンの墜落事故が発生しています。夏場に使ったドローンは、メーカーの指導に従い、正しくメンテナンスし保管をしましょう。

